

## 軍転協からの要請(25年8月)の概要及び回答のポイント

## I 米軍基地負担の軽減

## 1 オスプレイの配備

- ア オスプレイの配備計画を中止
- イ 具体的なオスプレイの配置分散の実施
- ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守
- エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止
- オ オスプレイの低周波音による人体及び環境への影響を調査

## ア～オについて

MV-22 オスプレイの配備は、我が国の安全保障にとって大きな意味があるが、その運用に際しては、地元への最大限の配慮が前提。昨年9月の日米合同委員会合意に基づき、本年10月の本土での訓練への参加を第一歩として、沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を引き続き検討。また、当該合意の適切な実施について米側と必要な協議を実施。低周波音の影響については、必要に応じ、今後、実態を把握した上で、適切な対応を検討

## 2 日米共同発表

- (1) 普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性の除去
  - ア 普天間飛行場の県外移設・早期返還を実施
  - イ 同飛行場返還までの危険性の除去及び騒音軽減の早急な対策
- (2) 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等
  - ア 在沖海兵隊の国外移転と沖縄における統合計画について、その具体的な返還手順等十分な説明を実施
  - イ 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮
  - ウ 政府の責任において移設先の環境整備を実施
  - エ 文化財調査専門員の確保等必要な支援
  - オ 統合計画の実施にあたり、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設置
  - カ 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及びきめ細やかな対応
  - キ SACO関連事業等で協議が中断している事業の早期の協議再開等
- (3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島・久米島射爆撃場の返還

## (1)について

ア キャンプ・シュワブ辺野古崎地区への移設が普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であり、政府の考え方を誠実に説明し、理解を求めていくとともに、抑止力の維持と沖縄の負担軽減に全力で取り組む

イ 危険性除去のため、クリヤー・ゾーンの拡充等の施策を実施。外務大臣や防衛大臣から様々な機会に米側に対し騒音規制措置の遵守を申入れ

## (2)について

- ア 今後とも可能な限りの情報提供に努める
- イ 返還される施設・区域の使用履歴、当該区域に所在する建物等及び返還後に実施する土壌汚染調査等の状況については、情報提供に努める  
施設・区域の返還に当たっては、地元において、跡地利用の観点から、一括返還を望む声があることは承知。統合計画において示された時期及び年度は、必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最短のケースの見込みであり、実際の返還時期については、地元の意向もよく伺いながら検討  
このほか、国有地の活用など、地元の意向については、具体の事案に即し、しっかり対応
- ウ 施設の移設先に黙認耕作地などがある場合には、移設に先立ち、「移設先の環境整備」が必要。政府としては地元にて丁寧に説明し、「移設先の環境整備」を実施する所存
- エ 埋蔵文化財調査専門職員の確保については、民間調査組織のより一層の積極的な活用を進めていただきつつ、今後の事業量の推移見込みを踏まえ、文化庁から全国の地方公共団体に専門職員の派遣を依頼し、必要な調整を行う
- オ 地元の意見は、協議などを通じてマスタープランを作成する米側に伝えていく所存
- カ 施設・区域の返還等に伴い影響を受ける駐留軍等労働者については、引き続き情報収集に努めるとともに関係法令に基づき各種援護措置を講じ、不安なく職務に従事できるよう、万全を期す所存
- キ 協議開始等に向け、引き続き米側に働きかけていく所存

**(3)について**

本年10月の「2+2」において、日米合同委員会に対し、本年11月末までにホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、原則的な取決めを作成するよう指示

**3 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策**

- ア 事件等の再発防止に向けた一層の綱紀肅正措置
- イ 事件等に係る原因究明及び調査結果の速やかな公表
- ウ 事件・事故の再発防止策について、その実効性の検証を含め抜本的な対策を講じること

- 米軍関係者による事件・事故の防止については関係者による不断の努力が重要
- 米側に対して様々な機会を通じて働きかけるとともに、今後とも関係者との協議を重ね、事件・事故の防止に取り組んでいく
- 今般、米側における在日米軍人などによる刑事事件の処理結果について、裁判によらない場合についても通報を受け、被害者側にお知らせすることが可能となる日米間の新たな制度について合意

#### 4 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底

- ア 訓練等の内容の事前公表
- イ 事故調査結果の公表、抜本的かつ実効性のある安全管理措置の実施
- ウ 原子力艦船事故への安全体制の構築、地方への財政的措置

- ア 演習等の概要は公表されており、米側に対し更なる情報提供を働きかけていく所存
- イ 演習等に際し、周辺住民の生活環境へ配慮するよう米側に要請するとともに、苦情があった場合には、事実関係の照会や改善を申入れていく所存
- ウ 原子力艦船の安全性は政府として累次にわたり確認。引き続き万全を期すよう申し入れ

#### 5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減

- ア 嘉手納飛行場での訓練移転の効果を検証し、具体的かつ実効性ある対策の措置
- イ 嘉手納及び普天間飛行場の航空機騒音規制措置の厳格な運用
- ウ 住宅地上空の飛行回避
- エ 両飛行場の航空機飛行実態の明確化及びデータ公表
- オ 住宅防音工事対象区域の拡大等、騒音対策の強化・拡充
- カ 認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること
- キ 太陽光発電システム設置助成の制度化

- ア これまでの国内の航空機訓練移転に加え、新たにグアム等への訓練移転を平成23年10月からこれまでに10回実施。平成24年2月には嘉手納からの航空機訓練移転を初めて実施。（嘉手納からはこれまでに3回実施）嘉手納飛行場周辺の騒音軽減を実感していただけるよう、今後も努力
- イ 外務大臣、防衛大臣等から様々な機会に米側に対し騒音規制措置の遵守を申入れ。また、昨年9月の日米合同委員会において、MV-22オスプレイによる騒音の影響の最小化等について日米間で合意。これらの合意の遵守について、引き続き働きかけていく所存
- ウ 住宅地上空の飛行回避を含め、周辺住民の方々への騒音の影響が最小限となるよう、米側へ働きかけていく所存
- エ 普天間飛行場でのヘリコプターの飛行状況調査の結果は、これまで2箇年分を公表。嘉手納飛行場での外来機の飛行状況調査の結果は、これまで3箇年分を公表
- オ 告示後住宅防音工事の助成措置については、平成24年度から嘉手納飛行場の対象住宅を拡大。更なる拡大については、全国における実施状況等を踏まえ検討していく所存
- カ いわゆる認可外保育施設の防音工事の助成については、平成26年度概算要求において、補助対象施設として要求
- キ 太陽光発電システムに関する技術開発の動向等の観点を含め、総合的に検討し、同システムの制度化につき、判断していく所存

## 6 米軍の活動等による生活・自然環境被害防止策強化

- ア 米軍の活動等による生活・自然環境被害防止策強化、事件・事故の際の速やかな基地内立入りの実施
- イ 日米地位協定への環境条項の新設及び国内法等の適用等の実施
- ウ 同協定改定までの間、国内法を準用の上、その結果の迅速な説明
- エ テレビ放送等の受信被害への適切な措置
- オ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域化
- カ 普天間飛行場に保管されている放射性廃棄物の情報開示、早期処理
- キ 米軍基地内での枯葉剤使用に関する調査及び説明

ア～ウについて

米側は、2012年版の日本環境管理基準を公表。これまでの「2+2」の合意を踏まえ、環境に関する合意の形成に向け、引き続き日米間で検討を行う

エ 障害調査の結果、対策が必要と判定された区域について、現在、対策事業を実施中。今後とも具体的な受信障害が確認された場合は適切に対応

オ 現在、音響の専門家等の意見聴取等を行い、テレビ放送の聴取障害の実態を反映させたものとなるよう検討を進め、事業の適切な対応に努める

カ 福島原発由来の放射性廃棄物については、米側から周囲の人体や環境に影響がない旨説明。日本側が責任を持って処分すべきものであり、可能な限り早く処分できるよう、検討を行う

キ 米側から、沖縄における枯葉剤の保管や使用もしくは沖縄を経由する枯葉剤の運搬を裏付ける記録は確認できなかった旨の回答

## 7 地位協定の抜本的な見直し

- 刑事分野における改善措置に合意
- 日米地位協定については、まずは現実的、具体的な運用の改善を積み重ねることが重要。引き続き、事件・事故、騒音、環境などを含め、一つ一つの問題を解決すべく最大限努力

## Ⅱ 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進

### 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進

- 返還後の跡地利用は、沖縄振興にとって重要な課題
- 政府としては、これまで、跡地利用特措法に基づき、返還前の公共用地の先行取得制度の対象となる区域（特定駐留軍用地）の指定、駐留軍用地への立入りのあっせん、駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置・開催など取り組んできた
- また、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区については、地権者も含めた地元における実務的な協議の場に参画するなど、地元と共に諸課題に積極的に取り組んでいる。宜野湾市の立入りのあっせんについても、本年3月には目視調査のための立入りをを行い、9月末からは埋蔵文化財調査（表面踏査）のための立入りが行えることとなった
- 本年10月の「2+2」において、返還を予定している米軍の施設及び区域への立入りに関する枠組みについて、11月末までに日米間で実質的な了解を達成することで一致
- 今後とも、跡地利用に向けた取組が一層推進されるよう、沖縄県及び関係市町村と連携してしっかり対応

### 2 駐留軍用地の一部返還の迅速化、米軍発注工事の受注機会拡大

- ア 公共工事に伴う一部返還手続きの迅速化、早期工事着手への協力
- イ 米軍発注工事における履行保証証券の免除、分離・分割発注への取組

- ア 施設・区域の一部用地が必要となる場合は、これまでも、返還等について米側と調整するなどしてきており、引き続き努力
- イ 履行保証割合の引き下げ等、米軍発注工事の入札に係る開放性及び日本企業に対する対等な参入機会の確保については、これまでも要望してきている。ご要請の事項については、今後とも機会をとらえて要望